

とくしま 農業委員会だより

第117号

令和2年9月25日発行

編集・発行
徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393・5394

農業委員会 新体制がスタート

徳島市では、令和2年7月19日の任期満了に伴い、農業委員会法のもと7月20日、内藤佐和子市長より19名の農業委員が任命され、総会において会長に川人泰博氏、会長職務代理者に岸本昇氏と金澤敬治氏が就任しました。

また、7月31日には農地利用最適化推進委員の18名を委嘱し、新体制で活動をスタートしました。



農業委員辞令交付式

会長就任挨拶



徳島市農業委員会会長
川人 泰博

農家の皆様には、日頃から農業委員会に対しまして深い御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、総会において再び会長という重責を仰せつかり身の引き締まる思いであり、円滑な農業委員会の運営のために、微力ではございますが、精一杯努めてまいる所存でございます。

さて、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加するなど大変厳しい状況にあります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や出入国制限の長期化等により、農業分野においても、農産物の需要の落ち込み、外国人技能実習生の渡航中止による労働力不足といった深刻な影響が生じております。

こうした状況の中、私たち農業委員会が取り組むべき課題は多く、意欲ある担い手の育成、農用地の利用集積や集約化、また遊休農地の発生防止・解消などに取り組むことで、農業経営を安定させ農業者の生活の向上を図ることが、かけがえのない地域農業・農村を守ることにつながるものと考えております。

農業委員会として将来進むべき方向性を見据えつつ、農業委員と農地利用最適化推進委員とともに全力で取り組んでまいります。皆様には徳島市の農業発展のため、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。



会長職務代理者
岸本 昇



会長職務代理者
金澤 敬治

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B/A×100)
	3,160.0 ha	303.0 ha	9.58 %
目 標・実 績	集 積 目 標	集 積 実 績	
	316.0 ha	307.0 ha	
評 価	新たに33haの集積を果たしており、一定の成果があったものと考えますが、目標には到達できず、さらなる取り組みが必要である。		

2 遊休農地に関する措置

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,191.0 ha	31.0 ha	0.97 %
目 標・実 績	解 消 目 標	解 消 実 績	
	10.0 ha	5.96 ha	
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		45 人	R元.7月~R元.10月
			R元.11月~R元.11月
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
		R元.11月~R元.11月	R元.11月~R元.11月
			調査数
			374 筆
			調査面積
			31.6 ha
評 価	約6割の解消を行ったことは、一定の成果であるが、新たに遊休農地が発生したことで結果的に増加している。今後は「人・農地プラン」の策定に協力し、地域挙げて遊休農地解消を進める必要がある。		

3 違反転用への適正な対応

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,160.0 ha	2.7 ha	0.09 %
目 標・実 績	目 標	実 績	
	2.7 ha	4.46 ha	
評 価	農業従事者の高齢化や違反転用の認識不足により違反転用が増加している。		

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,143.0 ha	307.0 ha	9.80 %
課 題	農業委員及び農地利用最適化推進委員による呼び掛け・広報活動により、利用推進を進めているが、集積率が向上しない。		
目 標	集積面積		
	314.0 ha		
活 動 計 画	日常的な農業委員及び農地利用最適化推進委員による呼び掛け・広報等を実施するとともに、「人・農地プラン」の策定に協力し、担い手への利用集積・集約を推進する。		

2 遊休農地に関する措置

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,183.0 ha	40.0 ha	1.26 %
課 題	今後も農業従事者の高齢化・後継者不足による増加が見込まれる。		
目 標	遊休農地の解消面積		
	13.0 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		45 人	R2.8月~R2.10月
			R2.11月~R2.11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		R2.11月~R2.11月	R2.11月~R2.11月
		調査方法	調査結果
		全市対象に各地区を一巡する。調査対象は耕作放棄地を第一とし、無断転用の疑いのある土地、管理不十分で草が繁茂し周辺住民からの苦情があった農地、農地改良中で工事完了が出ていない土地を重点的に調査する。	

3 違反転用への適正な対応

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,143.0 ha	4.46 ha	0.14 %
課 題	農業従事者の高齢化や農地法違反の認識不足により違反転用が発生している。		
活 動 計 画	8月から農地パトロールを実施し結果を取りまとめ年内に指導文書・意向調査を実施する。また、農地パトロールだけでなく、日常的に各地域の耕作状況等の収集に努め、できる限り早期に違反状態を解消させる。		

農地パトロールを実施中

農業委員会では毎年、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

「遊休農地」とは、次のいずれかに該当する農地をいいます。

- ① 現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地。
- ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地。



今年度は、8月から10月に利用状況調査を実施し、それぞれの状況に応じた対策を講じていくこととなります。

利用状況調査（農地パトロール）



利用意向調査

再生可能と判断される遊休農地の所有者に、利用意向確認文書を送付し、自ら耕作する又は農地中間管理機構を利用するなどの意向をお尋ねします。

[課税強化及び軽減について]

農地が荒れたままだったり、作付けしないままであったりすると、固定資産税が増額になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

また、農地のすべてを中間管理機構に貸すことで、固定資産税が減額される場合があります。

遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせは、農業委員会事務局（☎621-5393）まで。

※農地中間管理機構への農地の貸借についてのお問い合わせは、

徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）（☎624-7247）

または、徳島市農林水産課（☎621-5246）まで。

農業委員を紹介します。

井川 洋二



多家良
渋野町片山

会長職務代理者
岸本 昇



多家良
丈六町丈領

役員
天羽 俊文



勝占
西須賀町又新堤

野口 俊廣



勝占
大谷町柳ノ窪

役員
大貝 美治



八万
八万町大野

会長職務代理者
金澤 敬治



沖洲
金沢二丁目

原田 和彦



加茂名
北島田町2丁目

役員
久米 裕純



不動
不動西町3丁目

会長
川人 泰博



上八万(上八万町)
上八万町川北

佐々木 永薫



上八万(下町・一宮町)
一宮町南丁

板東 美佐緒



入田
入田町春日

役員
品山 昌美



応神
応神町吉成

役員
植田 美恵子



川内
川内町加賀須野

廣瀬 長市



川内
川内町平石夷野

細川 勝義



川内
川内町米津

谷川 興一



国府
国府町南岩延

役員
鎌田 良昭



南井上
国府町日開

政岡 茂



北井上
国府町東黒田

市岡 沙織



中立委員
勝占町中山(会社)

お世話になりました
任期満了に伴い、次の
方々が退任されました。

- ◇橋 榮一
- ◇能田 義弘
- ◇西 一
- ◇森 政雄 ※
- ◇朝田 三郎 ※

※印の方は推進委員に
就任されました。

農地利用最適化推進委員を紹介します。

瀬畑 俊夫



多家良
八多町水口

安廣 貴明



多家良
多良家町金谷

佐野 泰弘



勝占
大松町宮ノ本

宮本 隆美



勝占
方上町馬越

谷野 勝



八万
八万町上長谷

桑野 欣伸



沖洲
金沢一丁目

宮崎 学



加茂
北田宮四丁目

中川 敏明



加茂名
名東町2丁目

増井 孝重



不動
不動東町4丁目

安淵 和子



上八万(上八万町)
上八万町上中筋

松浦 義幸



上八万(下町・一宮町)
一宮町東丁

森 政雄



入田
入田町笠木

坂東 賢二



応神
応神町古川

兼田 博行



川内
川内町榎瀬

笹田 孝



川内
川内町下別宮西

浦川 昌夫



国府
国府町府中

多田 孝



南井上
国府町西高輪

朝田 三郎



北井上
国府町芝原

お世話になりました

任期満了に伴い、次の方々が退任されました。

- ◇石田 哲治
- ◇大平 雅義
- ◇岸野 重幸
- ◇山本喜代治
- ◇武市 慧治
- ◇高島 元治
- ◇住友 勇
- ◇野口 芳久
- ◇井川 洋二 ※
- ◇板東美佐緒 ※
- ◇政岡 茂 ※

※印の方は農業委員に就任されました。

農作物の農薬残留基準超過を防ぐために

徳島県内では近年、毎年のように農作物の農薬残留基準超過事例が発生しています。

そして、平成25年度から令和元年度における国内の農薬残留基準超過事例の内、原因が判明している事案をみると、農薬ラベルの確認不足、農薬の飛散及び散布器具の洗浄不足による割合が9割以上を占めています。

そこでその対応策を主体とし、事故につながりやすい留意事項を加えて、「農薬残留事故防止の心得」を定めましたので励行をお願いします。

【農薬残留事故防止の心得】

- 1 農薬ラベルにある基準どおりに使用する(但し、「すだち(施設)」、「厳寒期(1~2月)採りのリーフレタス」及び「トンネルにんじん」については県基準を遵守する)。
- 2 適用作物の分類に注意する(例えばトマト類の場合、直径3cm超は「トマト」、3cm以下は「ミニトマト」として扱うため、分からない場合は適用作物表で確認する)。
- 3 無風時の農薬散布を心掛けるとともに、太陽光パネル設置場所等非農耕地等からの農薬飛散にも十分注意する。
- 4 防除器具使用后、タンクは薬液を全て排出してから多量の水で3回以上洗い、ポンプ、ホース及びノズルはそれらの容量の3倍以上の水を通して洗う。
- 5 薬液が残りそうな場合であっても、一度の防除で絶対に重ねて散布しない。
- 6 やむを得ず同一施設内での混作または段播きを行う場合は、必ず作付計画段階で、一括防除できる農薬の組み合わせによる防除体系を立てておく。
- 7 ノミ等を対象とする殺虫剤を処理したベットは、作物から隔離する。



AWA agri-girl's lab. (阿波アグリガールズラボ)をご存知ですか？

阿波アグリガールズラボは徳島県東部地域を中心とした若手女性農業者と農業分野の女性事業者のネットワークです。

LINE グループでの情報交換、女子会による交流や、農業技術の勉強、メンバーの畑や農家民宿への視察等の活動をしています。

ネットワークを通して、お互いに刺激しあい、活動の幅を広げていこうと頑張っています。



お問い合わせは徳島農業支援センターまで。
活動等はこちらをご参照ください。(Facebook)



【問い合わせ先】 徳島県徳島農業支援センター

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎(新館)
(☎ 626-8771 ファクシミリ 626-8739)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者の皆様へ

経営継続補助金

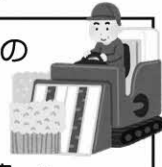
- 目的 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。
- 対象者 農林漁業者(個人・法人) ※常時従業員が20人以下
- 補助上限額 ・単独申請 150万円 ・グループ(共同)申請 1,500万円

<補助の対象となる経費>

経営継続に関する機械装置の導入等の取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費 etc.

補助率 3 / 4 補助上限額 100万円



感染拡大防止の消毒費・マスク費等の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用 etc.

補助率 定額 補助上限額 50万円



支援機関(申請先)

- JAの組合員の方は、最寄りのJAへ
- JAの組合員でない方は、徳島県農業経営相談所(徳島県農業会議内 ☎678-5611)へ

※詳細な補助要件(申請手続き含む)については支援機関に確認願います。

2次募集スケジュール

- 9月中旬 募集(申請受付)開始
- 10月中旬 受付締切
- 11月下旬 採択(補助金交付決定)通知

【問い合わせ先】 中国四国農政局徳島県拠点 (☎ 622-6131)

農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>

徳島市農林漁業者コロナ対策支援金

徳島市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入の減少等に直面しながら融資を受け、事業を継続しようと頑張る農林漁業者を支援するため、一時金の支給を行っています。

対象者 以下の要件をすべて満たした事業者が支給対象となります。

- ① 農林漁業を営んでいる者のうち、市内に住所を有する者又は市内に事務所を置く法人
- ② 令和2年11月30日までに、次のいずれかの支援策を活用し、金融機関から減収等による経営の維持安定に必要な資金の融資を受けていること
 - ア 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)
 - イ 徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業
- ③ 過去に本支援金の給付を受けていないこと

支給額 1事業者につき10万円

申請受付期間 令和3年2月1日まで(当日消印有効)

申請方法 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送による申請とします。申請書は、徳島市役所農林水産課(本館3階)で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】 徳島市農林水産課 (☎ 621-5246)

全国農業新聞を購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

「週刊」新聞の特色を生かし、情報をわかりやすく解説的にまとめています。さらに、全国47都道府県に支局があり、地域の話やイベント情報なども掲載しています。



発行日 毎週金曜日(月4回)
 発行所 全国農業会議所
 購読料 1ヶ月700円
 (送料、税込み)

購読のお申し込みは農業委員会事務局
(☎621-5394)まで

本市農業委員が徳島県知事から表彰を受けました

令和2年度
徳島県表彰



岸本 昇 農業委員

多年にわたり、地域農業の発展や農業者の地位向上に努めるとともに地域社会に貢献した功績が認められたことにより表彰されました。

農業者年金に加入しませんか！



老後の備えは
国民年金+農業者年金！

- 払った保険料は **全額社会保険料控除の対象**
- 運用益は**非課税**
- 農業経営の状況に応じて **保険料を増額し、節税額をアップ**

※農業者年金の加入には、
 「国民年金第1号被保険者であること」
 (国民年金保険料納付免除者を除く)
 「年間60日以上農業に従事していること」
 「20歳以上60歳未満であること」
 の3つの要件を満たしている必要があります。
 ※保険料(月額2万円~6万7千円)は自由によります。
 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。
 (国庫補助を受ける期間は保険料月額2万円固定)



老後生活への備えは十分ですか？

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

未加入の方の年金額の試算もできます



経営移譲年金(農業者年金:旧制度)受給者の方へ

農業経営の再開、経営移譲した農地等の移動等を予定される方は**事前に**農業委員会に御相談を！
経営移譲年金が支給停止となる場合があります。

農業者年金のお問い合わせは農業委員会事務局(☎621-5394)まで